一般社団法人 日本ダンススタジオ連盟 会員規約

第 1 章　総則

第 1 条（名称）
本法人は、一般社団法人日本ダンススタジオ連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第 2 条（目的）
本連盟は、ストリートダンス文化の普及と発展を図るとともに、ダンスを通じた社会貢献および国際交流を推進し、会員相互の情報交換や共同プロジェクト推進等の連携・支援を行うことを目的とする。

第 3 条（事業）
本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1．各種ダンスイベント、講習会、セミナーの開催
2．指導者・インストラクター育成と資格認定
3．海外との交流プログラムの企画・運営
4．会員間の情報共有、ネットワーク構築
5．広報・出版・WEB メディアの運営
6．地域社会や教育機関との連携によるダンス普及活動
7．その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 2 章　会員

第 4 条（会員の種類）
本連盟の会員は次の 3 種とする。

1. 法人会員：本連盟の目的に賛同し、活動に積極的に参加する法人格を有するダンススタジオまたは関連法人。
2. 個人会員：本連盟の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人事業のダンススタジオ経営者または個人。
3. 賛助会員：本連盟の活動を支援する個人または団体。

第 5 条（加盟）
本連盟への加盟を希望する者は、本連盟が定める方法により加盟申請を行い、代表理事および理事の承認を得なければならない。

第 6 条（会費）
会員は、別途定める会費規定に基づき、所定の年会費を納入しなければならない。

第 7 条（会員の権利）
会員は、次に掲げる権利を有する。

1. 本連盟が実施する各種事業への参加
2. 本連盟から提供される各種情報の受領
3. 会員間のネットワークおよび交流への参加

第 8 条（会員の義務）
会員は、本連盟の定款、本規約その他諸規程を遵守し、定められた会費を納入しなければならない。また、別途定める倫理規程および行動指針を遵守するものとする。

第 9 条（退会）
会員は、本連盟が定める方法により退会の申し出を行うことで、任意に退会することができる。ただし、退会を希望する日の 1 か月前までに本連盟へ通知しなければならない。

第 10 条（除名）
会員が次の各号のいずれかに該当すると代表理事が認めた場合は、当該会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、代表理事および理事の協議により除名することができる。

1. 本連盟の名誉を著しく傷つけたとき
2. 本連盟の目的に反する行為を行ったとき
3. 会員としての義務に著しく違反したとき

第 11 条（会員資格の喪失）
会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を喪失する。

1．退会したとき
2．死亡し、または団体が解散したとき
3．除名されたとき
4．会費を 3 か月以上滞納し、かつ催告にも応じなかったとき

第 12 条（役員の構成）
本連盟に次の役員を置き、理事のうち 1 名を代表理事とする。

1．理事は 2 名以上 10 名以内
2．監事 1 名

第 13 条（選任・任期）
役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 14 条（職務）
代表理事は本連盟を代表し業務を統括する。理事は定められた業務を分担し遂行する。監事は業務の監査を行う。

第 15 条（運営協議）
連盟の運営に関する重要事項は、代表理事および理事の協議により決定する。以下の事項については、理事の過半数の同意をもって決定する。

1．規約、事業計画、予算・決算等の審議
2．会員の入退会の承認・除名
3．その他本連盟の運営に関する重要事項

第 16 条（解任）
役員が職務を怠り、または本連盟の名誉を著しく傷つけたと認められる場合、理事の議決によりこれを解任することができる。

第 4 章　会計

第 17 条（事業年度）
本連盟の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 18 条（予算及び決算）
予算および決算は、理事の協議により承認を受けるものとする。

第 5 章　雑則

第 19 条（規約の改定）
本規約は、理事の過半数の同意により改定することができる。

第 20 条（個人情報の保護）
本連盟は、会員の個人情報を適切に管理し、法令に従って運用する。

第 21 条（施行日）
本規約は、2025 年 7 月 16 日より施行する。

附則
1．本規約に定めのない事項は、代表理事の判断により決定する。ただし重要事項については理事との協議を要する。
2．本規約は必要に応じて見直し、柔軟に改定するものとする。

以上

一般社団法人日本ダンススタジオ連盟 会費規定

第 1 条（目的）
本規定は、一般社団法人日本ダンススタジオ連盟（以下「本法人」という。）の会費及び加盟金に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条（会費の種類）
本法人の会費は以下のとおりとする。
1. 加盟金
2. 年会費

第 3 条（会費の金額）
加盟金および年会費は、会員種別ごとに異なるものとする。
1．法人会員
・加盟金：30,000 円（税別）
・年会費：50,000 円（税別）

2．個人会員
・加盟金：30,000 円（税別）
・年会費：30,000 円（税別）
3．賛助会員
・加盟金：30,000 円（税別）
・年会費：50,000 円（税別）

※消費税は別途申し受けます。

第 4 条（納入方法）
会費は、クレジットカード決済により納入するものとし、本法人が定める方法に従い、所定の期日までに支払うものとする。
なお、初年度の年会費は加盟申込日を基準として発生し、次年度以降の年会費については、毎年加盟申込月の前月 20 日に決済を行うものとする。

第 5 条（返還不可）
納入された加盟金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第 6 条（滞納）
会費の支払いが 3 か月以上滞った場合、会員規約第 11 条に基づき会員資格を喪失することがある。

第 7 条（本規定の改定）
本規定の内容（会費金額を含む）は、代表理事および理事の協議により改定することができる。

附則
本規定は、2025 年 7 月 16 日より施行する。

以上

一般社団法人日本ダンススタジオ連盟 倫理規程

第１条（目的）
本倫理規程は、当法人の会員としてふさわしい倫理的行動を促進し、ダンス業界全体の健全な発展に寄与するとともに、会員の社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

第２条（基本的義務）
会員は、以下の事項を遵守するものとする。

１．法令及び本法人の定款・諸規程を遵守し、誠実に行動すること
２．公序良俗に反する行為、または反社会的勢力との関係を持たないこと
３．他の会員や関係者を尊重し、誹謗中傷・差別・ハラスメント等を行わないこと
４．青少年の健全育成と安全に十分配慮した活動を行うこと
５．ダンス文化の価値向上と社会的信頼の獲得を意識し、誠実かつ品位ある態度で活動すること
６．暴力行為、威圧的行為、不適切な指導その他社会的信用を損なう行為を行わないこと

第３条（倫理違反の対応）
会員が本規程に違反した場合、代表理事および理事の協議により、必要に応じて警告・勧告・除名等の措置を行うことがある。重大な違反については、関係機関への報告や法的措置を検討するものとする。

第４条（附則）
本規程の運用にあたって必要な事項は、代表理事および理事の協議により定める。

以上